

【記載例3】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和4年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和4年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- 「不動産所得」の金額
 - 「収入金額」 17,000,000円
 - 「所得金額」 10,000,000円
- 「給与所得」の金額
 - 「収入金額」 8,000,000円
 - 「所得金額」 6,100,000円
- 給与所得に係る「源泉徴収税額」 280,200円（年末調整済）
- 「繰越損失額」 △12,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替継続希望	種類	青色	分離	国出	損失	修正	特異の表示	特異	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	⑦									
業	農業	①									
不動産	④	②			17000000						
配当	⑤										
給与	⑥				8000000						
公的年金等	⑦										
雑業	⑧										
その他	⑨										
総合譲渡	⑩										
短期	⑪										
長期	⑫										
一時	⑬										
所得金額等	事業等	①									
業	農業	②									
不動産	③				10000000						
利子	④										
配当	⑤										
給与	⑥				6100000						
公的年金等	⑦										
雑業	⑧										
その他	⑨										
⑦から⑨までの計	⑩										
総合譲渡・一時	⑪										
合	⑫				3650000						
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬									
小規模企業共済等掛金控除	⑭										
生命保険料控除	⑮										
地震保険料控除	⑯										
寡婦・ひとり親控除	⑰				0000						
勤労学生・障害者控除	⑱				0000						
配偶者（特別控除）	⑲				0000						
扶養控除	⑳				0000						
基礎控除	㉑				0000						
⑬から㉑までの計	㉒				2590000						
雑損控除	㉓										
医療費控除	㉔										
寄附金控除	㉕										
合	㉖				2590000						
課税される所得金額	㉗									1060000	
税	㉘									53000	
配当控除	㉙										
政党等寄附金等特別控除	㉚										
住宅耐震改修特別控除等	㉛									00	
災害減免額	㉜									53000	
再差引所得税額（基準所得税額）	㉝									53000	
復興特別所得税額	㉞									1113	
所得税及び復興特別所得税の額	㉟									54113	
外国税額控除等	㊱										
源泉徴収税額	㊲									280200	
申告納税額	㊳									△226087	
予定納税額	㊴										
第3期分納める税金の税額	㊵									00	
修正前の第3期分の税額	㊶									226087	
修正申告	㊷										
第3期分の税額の増加額	㊸									00	
公的年金等以外の合計所得金額	㊹										
繰越損失額	㊺									12450000	
平均課税対象金額	㊻										
変動・臨時所得金額	㊼										
申告期限までに納付する金額	㊽									00	
延納届出額	㊾									000	
延納届出額	㊿									000	
郵便局等	㊽										
口座番号	㊾										
記号番号	㊿										
整理番号	㊽										

⑬欄から㉒欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から㉒欄の記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は、①欄から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額（16,100,000円）から「措法41の5の2による繰越損失額」（△12,450,000円）を差し引いた残額（3,650,000円）を記載します。